# 武士と手代

# ──徳川日本の「正社員|

斎藤 修

(一橋大学教授)

近代以前の多くの国において、官吏は「正社員」的性格をもつ唯一の就業者であった。しかし徳川日本においては、官僚化した武士のほかに商家の手代も「正社員」とみなすことができる。両グループは、勤務時間、時間規律の上で対照的なパターンを示していた。幕府や諸藩の役所における勤務時間は短く、帰宅時間はフレキシブル、武士はかなりの非拘束時間を有していた。官僚制的な要素と自営業的な要素とが混在していたのである。これにたいして商家(大店)の内部昇進制下にあった手代の場合は、個人の自由時間をほとんどもたず、あったとしてもそのわずかな時間の使い方について雇用者から強い統制を受けていたのである。現代日本の企業にみられる「正社員」管理の一特質は、就業規則で副業を禁止し、ときとして自由時間の過ごし方にまで介入しようとする傾向を有する点にあるが、本稿では二つの時間規律の対比から、この歴史的起源は商家の時間にあったことを主張する。

#### 目 次

- I はじめに
- Ⅱ 武士の勤務時間
- Ⅲ 手代の勤務時間
- IV 二つの時間
- V 結語

# Iはじめに

近代以前の多くの国において、官吏は「正社員」的性格をもった唯一の就業者であった。他の人びとは、日雇か、年季雇用か、あるいは自営業者だったからである。日本の場合、幕府および諸藩の行政に携わったのは武士身分にあるものであったが、彼らは早いうちから官僚化したといわれている。パクス・トクガワーナの下、彼らの戦闘要員としての役目は大幅に縮小し、代わってペーパーワークをこなす役人へと変質していったからである。武士身分は世襲であったので、任用制を原則とする官僚制の精神とは異なるが、指揮-命令系統の

ヒエラルキー下にある,専業の,停年の定まった, しかも終身雇用を保証された,編纂された法規に 準拠した執務をすることが要請される行政官であっ た点では,幕藩体制下の官吏も近代の官僚と類似 した面をもっていたように思われる (藤井 1991, 新保・斎藤 1989,56頁)。

その幕藩官僚の実際の働き方はどうであったのか。彼らの勤務時間や時間規律は近代の官僚と類似していたのだろうか。これは意外とわかっていないことの多い領域である。本稿では、主として勤務時間を手がかりにその一端を明らかにしたい。

しかし、徳川日本においてはもう一つの「正社 員」グループが存在した。商家奉公人、とくに大 店の手代たちである。これは比較史的にみてもか なり特異な現象で、日本は内部労働市場の登場と いう点では相当に早い事例にあたるのである。徳 川時代の商家において成立した雇用制度は、かた ちを変えて日本型「正社員」の制度となった。武 士のように終身雇用が保証されたわけではないが、 元服とともに手代となり、社内での競争を勝ち抜

60 No. 552/July 2006

いたものが内部昇進をしてゆくというキャリアパスは、新卒で入社し、配置転換と転勤を繰り返しながら昇進してゆくところの、戦後の高度成長期に完成をみた日本型雇用パターンと基本的に同一である。もっともブルーカラー就業者層にこの制度が導入されたのは新しく、両大戦間から戦後にかけてのことであるが、ホワイトカラーにかんするかぎり、徳川から現代まで制度上の連続性がみられるからである(新保・斎藤 1989、57-59 頁、安岡・千本 1995、斎藤 2002、第 4 章)。

そこで以下では、最初に、官吏としての武士の 勤務時間がどの程度であったかを明らかにし、それを手がかりとして彼らにたいする時間管理のあり方をみる。次いで、商家における時間管理の実態を検討し、両者を対比する。現代日本の企業にみられる「正社員」管理の一特質は、勤務時間外であっても就業規則で副業を禁止し、有給休暇の未消化や「サービス残業」を必要悪とみなし、さらにはときとして自由時間の過ごし方にまで介入しようとする傾向にあるが、本稿では二つの時間規律の対比から、この歴史的起源がどこにあったのかを探ることとしたい(斎藤 2006 参照)。

# Ⅱ 武士の勤務時間

明治新政府の法規類を編纂した『法規分類大全』の最初のあたりをみていると、新政府による最初の就業規定といえる通達が目に留まる。旧暦の慶応3年12月15日(新暦の1868年1月9日)には「総裁以下巳刻参集午刻評議之事」とある通達である。退出時間が記されていないが、それゆえであろうか、27日後には

# 一 連日巳刻参集申刻ヲ限リ退出之事

と明文化された。巳刻は午前10時前後、申刻は午後4時前後にあたる。昼食時間を入れても6時間の勤務時間であった。ただしその当時の時刻は、日の出から日の入という季節によって変化する昼間の時間を等分する不定時法によっていたので、冬季の12月や1月の1時間は春秋のそれよりも短く、したがって実際の拘束時間は6時間に達しなかったはずである。

その1年余のちにはもう少し整った就業規定が

太政官規則として通達された。この規則は三つの 少しずつ異なる版が、旧暦明治2年7月13日 (新暦の8月20日),8月7日(新暦9月12日),11 月22日(新暦12月24日)と相次いで出されたが、 二番目の規則では

- 一 日々十字出仕二字退出ノ事但節朔一六休暇之事
- 一 日々十字ヨリ十二字迄小御所 出御大臣納言 参議列坐議事万機 宸断之事 「中略」
- 一 願何届諸書類日々十字ヨリ十二字迄弁官ニテ 取調見込書付各分課ノ印ヲ押シ一字ヨリ参議 ニ出シ参議商量シ翌朝御前ニ於テ披露三職評 論之上参議退テ一字ヨリ二字迄ノ間夫々分課 ノ弁官へ下ス事

と規定されている。「字」は定時法の「時」,すなわち西洋式の時計による時間管理が導入されたのである。この規定によれば事務の流れは以下のとおりである。諸官省は10時から12時のあいだに各種書類を弁官(書記官)に提出,文書は取調べられ,見込書と分課の印が押されて1時に参議に渡される。参議はそれを審査し,翌朝の10時から12時の小御所における会議に提出,宸断を仰ぐ。結果は同日の1時から2時のあいだに分課の弁官へ下す,というものである。一日の執務時間は10時~2時,実質3時間,昼食時間を入れてもわずか4時間と決められたのである(以上,内閣記録局1889,117-118,136-138頁,鈴木2001,116-117頁)。

大久保利通の日記によれば、彼の薩摩藩時代の勤務時間は、朝四ツ、すなわち9時から10時ころに出勤して、昼八ツ、午後2時前後の退出であったという(鈴木2001、117頁)。したがって、太政官規則の10時~2時が幕藩時代の平時における官吏の勤務時間を反映していた可能性はある。元禄期における尾張藩城代組御本丸御番役の場合は、一日当りの執務時間ははっきりと明記されていないが、「一ヶ月に三度、九日に一度出仕すればよい」という悠長なものであったともいわれている(神坂1984、24頁)。逆にいえば、10時~4時という6時間近い勤務時間は、戊辰戦争直後で、明治新政府が王政復古を各国に通告する3日前という、

特別に忙しい時期だったからといえないことはない。

もっとも萩藩では、下士である御蔵元役人にた いして、明六ツ過ぎから五ツまでに出て、晩は七 ツまで御用に携わることという達が出されていた という。朝の7時ころから8時のあいだに出勤し て午後4時まで、である(森下2001,89頁)。ま た, 1873 (明治 6) 年の置賜県における規定では 9 時~3時、滋賀県は9時~4時であったそうなの で (鈴木 2001, 117 頁), 昼食時間を除けば一日の 拘束時間に3時間から7時間という大きな幅があっ たことになる。地域差、職務による違い、上級武 士と下級武士の身分差があったのであろうが、寛 文年間(1760年代)の和歌山藩の家老であった三 浦為時の日記によれば、「寄合」(会議) のある日 とない日、当番目の順番、忙しさのサイクルによ る差もあったようである。寄合出席者は朝五ツ (午前8時ころ) までに出そろうようにという服務 規程があったからである。家老は、 寄合や当番, あるいは他の公務の少ないときは午前10時出仕 が普通であったという。退出時間も、午前8時に 出て10時には帰宅ということもあれば、午後2 時まで執務をしていることもあり、ばらばらであっ た。ただし、家老の職責上、午後は藩主のもとに 御機嫌伺で再登城していたという(柴田 1991, 275-280 頁)。

当時の時刻が不定時法によっていたことを考慮すると、近代の時計に律せられる以前のひとは、1時間程度の違いをそれほど気にしなかったとは考えられるが、武士の時間規律パターンは、慶応3年の明治新政府の通達や和歌山藩の服務規程にみられるように、参集時間は当時の時刻制度の枠内ではそれなりに厳格で、退出時間の縛りは必ずしもきつくなかった、その自由度は上級武士においてより大きかったといえよう。その結果、一日の執務時間にばらつきがあったわけであるが、それにしても、7時間の拘束が上限であったとすれば、現代の正社員からみると武士の勤務時間は相当に短かったのである。

なお、徳川時代の武士の休日規定がどうなっていたのかは詳らかではない。先に引用した明治新政府の太政官規則には「但節朔一六休暇之事」と

いう規定が付加されていた。この規定が 1876 (明治9) 年に日曜休日・土曜半ドン制が導入されるまで続いた。すなわち, 幕藩の役所においても, 伝統的な節句の祝日と月の一の日と六の日が休日であったのではないであろうか (内閣記録局 1889, 137 頁, 大霞会 1971, 725 頁)。

最後に、明治以降の公務員の勤務時間の変遷について一言すると、1873 (明治 6) 年には9時~3時, さらに同年中に9時~4時となり、1892 (明治 25) 年 11 月 22 日の閣令をもって8時~4時(ただし冬季は9時~4時, 夏季は8時~12時)へと延長になった。大正年間に若干の変更があったが、基本的にはこの制度が戦時体制に入るまで続いた。徳川時代の拘束時間よりは明瞭に長くなったが、それでも冬季と夏季には勤務時間が短縮されており、全体とすれば、現代よりは旧幕時代のほうに近い執務体制であったといえよう。それに終止符が打たれたのは国家総動員法が発令された1938 (昭和 13) 年、役人自らの申合せのかたちで夏季半ドンを廃止し、退庁時間を1時間ずつ繰下げてからであった (大震会 1971、725-726 頁)。

# Ⅲ 手代の勤務時間

このような幕藩官僚にたいして商家の奉公人は, 民間企業の就業者という点で現代の正社員にいっ そう近い存在である。

18世紀の上方の大店は、規模も大きく、組織的にも複雑化していて、現在の会社組織に近い構造をすでにもっていた。しかし他方で、「商家」と書かれるように、三井家や鴻池家といったイエの論理も働いており、商家奉公人もタテマエとしては家族の時間規律の下にあった未成年者が他の商家世帯に、まず丁稚として、そして首尾よく昇進が認められれば手代として、住込として移り住んでいるところの存在という位置づけではあった。しかし、商家の被雇用者には、継続就業を前提とする手代(正社員)と、キャリア組ではない臨時雇用のものとのあいだに明瞭な境界が存在していた。前者は、12、13歳で丁稚として入店し、一定期間をへて手代に昇進、その後もいくつかの部署を経験しながら内部昇進するところの基幹労働

62 No. 552/July 2006

力であった。彼らの採用,配属,配転,昇進の仕組をみていると,そこには明瞭に組織の論理が働いていた。しかも,彼らは自らの世帯をもたない住込身分であったがゆえに,そこではイエの場合より直截に管理の目が行き届いていた。それは未成年者である丁稚の期間で終了したのではなく,最長で30代半ばまでの長きにわたった手代の期間においても同様であった。このような制度の下では,奉公人は四六時中管理されていたといっても過言ではない。

三井家について一瞥しよう。三井は18世紀にすでに京・大坂・江戸にそれぞれ複数の店舗を有する大企業であったが、店々には本店で作成された「家法式」と呼ばれる心得が配られ、他の式目とともに店寄合において朗読されていたという。その条目は多岐にわたるが、そのなかに

- 一 ほまち商内一銭目之儀ニ而も堅仕間鋪事 「中略〕
- 一 家業之外相場商仕間鋪事

という禁止条項がある。二つ目の意味は明瞭であ ろうが、最初の条項にある「ほまち」は「外持」 とも書き、勤務先に内緒で行う商いのことである から、これらはいずれも副業禁止条項なのである。 商家奉公人は宿持番頭となるまでは住込であっ たので、出店や退店の時間の明記はないが、

物手代他出之儀商用私用ニ不限支配人へ断, 往来共ニ他出帳へ分明ニ刻限書付可罷出候, 并所々ヨリ登候手代同然之事

という規定はあった。商用でも私用であっても「他出帳」へ刻限を記入してから出かけるように 義務づけるなど、徹底した時間管理がなされてい たのである(以上、三井文庫1973、162、164頁)。

同様の規定は呉服問屋白木屋の江戸店においてもみられる。その規定は三井家の規則よりもずっと詳細で、時間管理にかんする事項をみると、外出は「役所」に断って出かけること、「六ツ時」(午後6時前後)までには帰店することといった仕事に直接関係する事柄に加えて、在所のものが江戸にやってきた場合でも、こちらから出向いて逢いにゆくことは見合わせるようにとある。さらに、

一 正月之内ハ碁将棋謡御免し有之候得共,又是 よりは定法之通り年寄衆より小頭拾人之外ハ

### 決て可為無用

と,正月以外の碁・将棋,謡の禁止といった生活 時間の過ごし方にたいする統制までも含まれてい たことがわかる。この規定は平の手代にたいして であったが,小頭から上の役付であっても四ツ時 (夜10時)以降はやはり禁止であった。

このような掟に反したときにはどのような処罰がなされたのであろうか。明治になってからの記録であるが、やはり白木屋の興味深い事例が報告されている。1883 (明治 16) 年のあるとき、奉公人の石川知兵衛は南伝馬町まで店の用事で出かけたところ、帰りがけに国元のものに出会い、話しこんでしまったため帰店が「掃除後」、つまり閉店後になってしまった。その結果、知兵衛には「休日券」没収、30日間の「禁足」が申し渡されたという。休日券がいつ導入され、一人当り何枚与えられ、どのように運用されていたのかはわからないようであるが、企業内の時間規律に違反したものは有給休暇を取り上げられたと考えるとわかりやすい話である。

旧幕時代における商家手代の長期休暇としては、「登り」という里帰り制度があった。白木屋の場合、入店後9年目に初登り50日、16年目に中登り60日、22年目の三度登り60日の規定であったという。この道中の装束や持参のみやげ物、餞別にまで決まりがあり、完全に自由な余暇旅行ではなかったようだ(以上、林1973、同1982、74-79頁、同2003、174頁)。

このような商家の、とくに大店における時間管理の特徴は、働くものが自分自身の時間をもたない、すなわち「時間は無条件に個人に属するものではない」という観念に支配されていたところにあるといってよいであろう。その観念は、明治に入り、丁稚制と住込制を廃して学卒者を採用し、就業者全員が通勤者となると大きく変貌をとげる。すなわち、現在のホワイトカラーの勤務形態に近づくのであるが、それでも、トマス・スミスがいうように、この観念は「今日まで生き残っている」。それもたんに旧時代の残滓として残っているのではなく、いまでも「日本の企業における時間の中心的要素なのである」(スミス 1988/2002、233 頁、斎藤 2006、10 頁)。

# IV 二つの時間

以上みてきたことから、徳川時代の「正社員」のあいだには対照的な二つの時間規律があったことがわかる。一つは幕藩官僚である武士の、もう一つは商家の手代の制度である。前者では勤務時間は短く、帰宅時間はフレキシブル、かなりの非拘束時間があった。これにたいして後者の制度の下にある就業者は、個人の自由時間をほとんどもたず、あったとしてもそのわずかな時間の使い方について雇用者から干渉を受けていたのである。

これほどまでに異質の制度がなぜ並存できたのであろうか。徳川日本に独特の身分制度のゆえと考えればわかりやすくはある。たしかに、二つの身分のあいだに労働市場は存在しなかった(それぞれの領域でもオープンな労働市場があったとはいいがたい)。また、官僚制といっても世襲官僚制で、商家の息子であっても科挙のような試験に受かれば、誰でも官僚の仲間入りができるという制度は存在しなかった。社会的流動性をもたらす仕組は存在しなかったのである。

けれども、話はこれで終わりではない。いくつ か考えるべき問題が残っている。第一は、武士の 短い執務時間は時間規律のルーズさを意味したの だろうかということである。実際は、すでにみた 和歌山藩の場合でも「当番不参」(無断欠勤)へ の処罰はきびしかったのであり (柴田 1991, 278 頁), また時間厳守の作法にうるさかったという ことは他藩の事例にもある。たとえば, 守山藩江 戸藩邸では、1695 (元禄8) 年に不寝番にあたっ ていた2名の時計係が寝入ってしまい, 時計を狂 わせるという事件が起きたとき、「押込」の刑が 申し渡されたという (氏家 1988, 32 頁)。これは, 処罰の厳格さを物語るだけではなく、 藩邸内のス ケジュールが――不定時法の時計ではあっても ――時計によって管理されていたことを示唆する のである。

第二に、執務時間以外はすべて武士個人の「自由」時間だったのであろうか。たしかに『元禄御畳奉行の日記』のような書物からは、そこに画かれた尾張藩士が余暇時間を謳歌し、酒や芝居や物

見遊山に明け暮れていたような印象をうける (神 坂 1984)。しかし、和歌山藩の事例からは、急な 会議は当番の家老の自宅で行うことが普通であっ たということがわかる (柴田 1991, 278 頁)。実際, このように自宅で執務をすることは珍しくなかっ たようで、近世の大名家臣団体制をマクス・ヴェー バーの官僚制論との対比で検討した磯田道史は, 彼らに「官職への専業性」という特質は認められ るものの、「「家計・執務空間の公私の分離」とい う意味では、侍層 [上級武士] は近代官僚と全く 一線を画するもの」であったと述べている。個々 の侍は、その出自からして本来的に「自前の家計 から行政・軍事手段の調達を自弁的に行なう義務 を負っていた」だけではなく、官吏としても「し ばしば自己の屋敷で公務を執った」からである (磯田 2003, 360 頁)。和歌山藩の三浦為時や幕末 維新期の大久保利通は、一日に4,5時間程度の 執務以外にも, 自宅で, あるいは他の場所におい て自己の責任において公務のための活動を行って いたということであろう。それは完全に「自由」 な時間では必ずしもなかったのである。

ちなみに、最近の、徳川時代の人口調査を事例として行政資料がどのようにとりまとめられたのかという観点から幕府および諸藩の行政機構を探った論文をみると、集計された統計は自由にコピーされ、コピーのコピーも無制限に行われていたようである(Cullen 2006)。これは服務規律上でも近代官僚制の要件に欠けると指摘されそうな特質であるが、自宅での執務のためには写しをとり、それを自宅に保存するのは当然ということであったに違いない。これを別な角度から解釈すれば、幕藩体制下の上級官吏にはかなりの自営業的色彩が残されていたといえるのである。

もっとも、すべての侍がその非拘束時間を公務 のために充てていたとはいえないかもしれない。 別ないい方をすれば、武士層には副業禁止条項が 厳しく適用されなかった可能性がある。幕末の武 士は貧窮化し、多くの武士世帯が内職をしていた といわれるが、それは俸禄の劣る徒士以下の下級 武士のことで、侍(上級武士)の「副業」は別の 分野で行われた。学芸、あるいはその隣接領域で ある。徳川時代のエリートである商人と武士とを 比較したとき、著作や教育で秀でた仕事をしたものが商人に少なく武士に多いのは、自営業的な時間の使い方ができる武士のほうが圧倒的に有利であったからに違いない。ただ、明治以降の公務員制度において、この自営業的要素は徐々に姿を消していった。現在でも残存しているとすればそれは大学教員のあいだだけという事実は、おそらく偶然のことではないであろう。

# V 結 語

これは、現代企業の「正社員」の歴史的起源は 商家の奉公人制度のほうにあったこと、そして、 武士の自営業的な時間規律の様式はいまや完全に 「時間は無条件に個人に属するものではない」と いう観念に吸収されてしまった――これも 1940 年代以降なのであろうか――ということを含意す る。

しかし、この商家の時間規律パターンを雇用者 によって押しつけられたものと捉えるのはミスリー ディングであろう。たしかに、商家奉公人を「お 店ものの奴隷生活」と呼んだ明治生まれの女性作 家がいたが、商家の雇用制度形成には明らかに 「奴隷」的忍従以上の要因が含まれていた。それ は歌舞伎の出し物にみられるような、廓通いの手 代もいないわけではなかったということではなく. その観念が被雇用者によってもある程度受容され ていたという側面があるからである。それは雇用 制度にとって本質的な要因、すなわちオン・ザ・ ジョブ訓練に関連する。学校教育が存在しない時 代に, 読み書きから始めて, ビジネスに必要なオー ルラウンドな技能を身につけさせる方法として, また、比較史的にみても早い段階から多店舗を集 中管理する経営を展開するなかで、この丁稚・手 代制度は選択された。結果として, 子飼制, 企業 特殊的な技能形成、そして内部昇進制が一体となっ たシステムが出来上がったのである。これは、し ばしば論じられるように終身雇用の代償であった わけではなく、幹部候補生を育成・選抜するのに 適したシステムとして成立した。それゆえ、トッ プ・マネジメントに立つことを目指すもの、自他 ともにその可能性が小さくないと思っているもの にとっては、企業への全面的帰属も必ずしも耐え られないものではなかったはずなのである。

他方で、そのシステムは明白な負の遺産をもたらした。それは、勤務時間以外の時間は個人の自由時間という考え方を排除してきたところにあるといってよいであろう。現代の日本において労働時間の長さは相変わらず大きな問題の一つである。とくに深刻なのは有給休暇取得率の低さ、統計に表れない「サービス残業」の多さであろうが、その問題は管理職や販売・サービス職など、典型的なホワイトカラー職で顕著である。それゆえ、この問題の歴史的起源は大店の時間規律に、徳川時代の「正社員」商家手代の時間配分行動にあったというのが、本稿の結論である。

#### 引用文献

Cullen, L. (2006) "Tokugawa Population: The Archival Issues", Japan Review, No. 18, pp. 129–180.

藤井譲治編(1991)『日本の近世』第3巻「支配のしくみ」中 央公論社.

藤井譲治(1991)「幕藩官僚制の形成」藤井(1991)所収.

橋本毅彦・栗山茂久編 (2001) 『遅刻の誕生――近代日本における時間意識の形成』 三元社.

林玲子 (1973)「江戸店の生活」西山松之助編『江戸町人の研究』第2巻,吉川弘文館,所収.

林玲子(1982)『江戸店犯科帳』吉川弘文館.

林玲子(2003)『江戸店の明け暮れ』吉川弘文館.

磯田道史(2003)『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版 会.

神坂次郎 (1984) 『元禄御畳奉行の日記——尾張藩士の見た浮世』中央公論社.

三井文庫編(1973)『三井事業史』資料編1,三井文庫.

内閣記録局編(1889)『法規分類大全』第一編「官職門」, 内閣 記録局.

斎藤修 (2002) 『江戸と大阪――近代日本の都市起源』NTT 出版

斎藤修 (2006)「農民の時間から会社の時間へ――日本における労働と生活の歴史的変容」『社会政策学会誌』 第15号, 3-18頁.

柴田純(1991)「武士の日常生活」藤井(1991)所収.

新保博・斎藤修 (1989)「概説 19 世紀へ」新保博・斎藤修編 『近代成長の胎動』日本経済史 1, 岩波書店, 所収.

Smith, T. C. (1988/2002). "Peasant Time and Factory Time in Japan", in his Native Sources of Japanese Industrialization, 1750-1920, Berkeley: University of California Press; 大島真理夫訳『日本社会史における伝統と創造――工業化の内在的要因, 1750-1920年』 増補版, ミネルヴァ書房,第9章.

鈴木淳 (2001)「二つの時刻,三つの労働時間」橋本・栗山 (2001)所収. 大震会編(1971)『内務省史』第1巻,地方財務協会。 氏家幹人(1988)『江戸藩邸物語――戦場から街角へ』中央公

氏家幹人 (1988)『江戸藩邸物語——戦場から街角へ』中央2 論社.

安岡重明・千本暁子 (1995)「雇用制度と労務管理」安岡重明・ 天野雅敏編『近世的経営の展開』日本経営史 1,岩波書店, 所収. さいとう・おさむ 一橋大学経済研究所教授。最近の主な 著作に『賃金と労働と生活水準』 (岩波書店, 1998 年)。経 済史・歴史人口学専攻。

66 No. 552/July 2006